

PFI 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和 8 年度）

令和 8 年 4 月  
堺市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり特定事業に係る実施方針の策定の見通しを公表します。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設の立地	実施方針の策定期間	担当
（仮称）泉北水再生センター電気設備更新・維持管理事業	令和 9 年度から令和 26 年度	・泉北水再生センターの電気設備関連の設計・施工 ・泉北水再生センターの維持管理	堺市中心区八田西町 1 丁 2 番 1 号	令和 8 年 6 月（予定）	上下水道局 下水道施設部 下水道施設課 電話 072-229-1725